

第1回山口県本人確認情報保護審議会議事録

【司会】

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今から山口県本人確認情報保護審議会を開催させていただきます。

なお、委員さんの座席につきましては、五十音順とさせていただきますので、御了承下さい。

それでは、まず最初に審議会成立の確認をさせていただきます。

「山口県本人確認情報保護審議会条例」第5条第3項の規定では、この審議会は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこととなっております。本日は、すべての委員の皆様にご出席いただいておりますので、この会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、辻田地域振興部長が御挨拶を申し上げます。

【辻田地域振興部長】

おはようございます。

地域振興部長の辻田でございます。

この会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

まず、委員の皆様には、平素から県政の推進について格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、まずもって御礼申し上げます。

また、当審議会は本日がはじめてでございますけれども、委員の皆様には御多忙中のところ、この委員に御就任いただき、しかも、今日、全員御出席ということでございます。本当にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

さて、この住民基本台帳ネットワーク、住基ネットでございますけれども、これは、地方公共団体の共同のシステムとして、全国共通の本人確認の仕組みを構築し、住民サービスの向上と行政の効率化を図ろうとするものでございまして、巷間、電子政府とか、電子自治体とか、そういう言葉が伝わってきておりますけれども、その基礎、基盤となることが期待されております。

平成11年の住民基本台帳法の改正によりまして、この住基ネットが3年間の準備期間を経て導入されることが決まり、県では市町村とともに所要の準備を進めてきたところでございます。そして、法が定める施行日でありましたこの8月5日に予定どおり、県内の全ての市町村で住基ネットが稼働したところでございます。

未だ始まったばかりの段階ではありますが、おかげさまで今日まで大きなトラブルもなく、概ね順調に運用されてきておると認識しております。

御案内のとおり、この住基ネットの施行に当たりましては、個人情報保護との関係等を巡りまして種々議論がございまして、社会的な関心も非常に高いものがございます。

こうした情勢を踏まえまして、県といたしましても、全国知事会等を通じまして、国に対しまして、プライバシー保護に関する国民の不安を解消するため、個人情報保護法制の早期整備、これを要望するとともに、国や指定情報処理機関であります地方自治情報センター、また市町村と緊密に連携しまして、セキュリティ会議の設置や緊急時対応計画の策

定など改正住民基本台帳法に基づきます様々な個人情報保護措置を的確に講じ、その円滑な運用に努めて参りたいと考えているところでございます。

現在、市町村によりまして住民票コードの通知もほぼ終わろうとしております。来月からは、順次、法に定めがあります国等行政機関への情報提供が始まるということになっておりますけれども、引き続き、個人情報の保護に万全を期しながら県民の皆様にご信頼できる制度としていくことが重要であると考えております。

また、この個人情報保護措置の重要な柱でありますセキュリティ対策、また、制度の運営等を外部から専門的な立場で審議していただくため、先の6月県議会で、この本人確認情報保護審議会を設置することといたしたところでございます。

その第1回目の会議が今日ということになるわけでございます。

住基ネットの県内での施行状況等について、まず御報告申し上げまして、委員の皆様には、制度や運用に関する疑問点、改善点等忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【司会】

本日は、審議会が設置されて最初の会議となりますので、大変恐縮でございますが、小林委員さんの方から順次自己紹介をお願いしたいと思います。

小林委員さん、よろしくお願いいたします。

【小林委員】

山口大学経済学部の小林と申します。企業法、国際取引法を研究しております。よろしくお願いいたします。

【杉山委員】

行政書士を開業しております杉山と申します。よろしくお願いいたします。

【高村委員】

弁護士の高村と申します。平成10年の6月に山口地検の検事正で着任しまして、昨年検事を退官し、現在山口弁護士会に登録しております。よろしくお願いいたします。

【濱本委員】

下関市市民部の濱本と申します。この4月から市民部に参りまして、直接住民と接する市役所ですので、その点から意見を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【松野委員】

山口大学理学部の松野と申します。大学では情報科学のコンピュータ関係のことを主に教えております。研究の方はコンピュータネットワークを研究テーマのひとつとしておりますので、そういうことで、この審議会の席に座らせていただいているのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。次に事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局職員の紹介 略)

どうぞ、よろしく申し上げます。

【司会】

それでは、議事に入ります前に、本日、お席にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認 略)

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、本人確認情報審議会条例第4条第1項の規定により、会長の互選をお願いしたいと思っております。委員の皆様の中でどなたか御推薦される方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

【小林委員】

官民でのご経験をお持ちである高村委員さんをお願いしたいと思っております。

【司会】

今、小林委員さんの方から、高村委員さんという御発言がございましたがよろしいでしょうか。

皆様異議なしということで、それでは、委員の皆様のご賛同を得ましたので、高村委員さんに会長をお願いしたいと思います。

それでは、高村会長さん、会長席にお移り下さい。

それでは、会長さんから、一言御挨拶をお願いします。

【会長】

ただいま皆様方の御賛同を頂きまして審議会の会長を努めさせていただくことになりました高村でございます。よろしく申し上げます。

先ほど部長の方からお話しがございましたとおり、この住基ネットにつきましては、ご案内のとおり、反対論あるいは慎重論、いろいろな議論がございました。そういった中で、この5日から動いております。私どもとしましては、この審議会が設けられた趣旨としまして反対論、慎重的な立場、こういった議論を尊重しながら、中立の立場で住基ネット本来の目的が達せられるように協力して参りたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、今後の議事進行につきましては、高村会長さんの方でよろしくお願い致します。

【会長】

それでは、まず、本人確認情報保護審議会条例第4条第3項の規定によりますと、会長職務代理者の指定を行う必要がございます。

そこで、提案でございますけれども、会長職務代理者には、小林委員さんをお願いしたいと考えておりますが、小林委員さん、いかがでしょうか。

(小林委員 了承)

それでは、小林委員さんの了承が得られましたので、小林委員さんに会長職務代理者をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、もう一点お諮りを致します。それは、この会議を公開にするか、非公開にするかということでございます。

県の情報公開条例によりますと、附属機関の会議については、原則、これを公開するものとされています。ただ、個人に関する情報、法令上秘密とされるべき事項を審議する場合、こういった場合については、審議会の決定により、非公開とすることも可能でございます。

ここで、本審議会は、その性質上、個人情報、あるいは法令上秘密にすべき事項等を審議することもありますので、その際には委員の皆さんにお諮りした上で、非公開にすることもあろうかと思っておりますけれども、原則として公開で審議を進めて参りたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各委員 了承)

それでは、本日の会議については公開します。

本日は、初回の会議ですので、この審議会で審議する事項はございませんので、事務局より住基ネットの施行状況などについて説明を受けまして、これを基に意見交換を行うこととしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(各委員 了承)

それでは、事務局より、資料の説明をお願いします。

(事務局より資料の説明 略)

【会長】

事務局からの説明を受けました。

資料に関する質疑や、委員の皆さんに意見がおありでしたら、率直にお話しいただきたいと思います。

濱本さん、先ほど紹介がありましたけれども、濱本さんのところでは問い合わせの状況はどのようになっていますか。

【濱本委員】

私どもは、住民票コード通知書の発送を8月7日に行って、3日間くらいで行き渡ったのですけれども、1週間の間に20件から30件の電話をいただいています。広報期間が短かったということもありまして、制度全般的、制度がどういったものかという問い合わせが多くございました。やはり十分に御理解いただきたいということもありますので、1件の電話に20分から30分かかるわけです。不安だという方もいらっしゃるわけですが、不安だという方にお話ししていると、報道を受けて不安感をお持ちになられた。制度について、情報保護の措置がこうなっていますよ、とご説明を致しますと「分かりました」と言っただけでした。それまでは「私は要らない」とか言われていたのですけれども、説明をきちんとするというところで、最初の1週間は電話対応に時間をとりました。

【会長】

私も委員になる前は関心がなかったのですけれども、いろいろ調べてみると、例えばジャーナリストの櫻井さんなどが新聞紙上で、この制度は住民サービスの向上は実態としてほとんど無いし、行政の簡素化というのは明確に事実と反する、とまで言い切っているのですけれども、実際には現場の感想とは違うと思うのですけれども。

【濱本委員】

一番話題になったのは、「メリットは何か」ということなのですから、93事務に使われるという説明がありましたが、まだ住民に直接に関係のあるものが少ないのですね。私どもでは児童扶養手当というものがございますので、「住民票を提出していただきましたが、これからは不要になりますよ」という説明ですとか、その先にあるもの、「電子政府・電子自治体、将来はそれを目指しているのですよ」ということをメリットとして説明しております。

【松野委員】

私、技術的な話をするためにここにおりますものですから、2, 3指摘をさせていただきたいと思います。山口県ネットワーク緊急時対応計画というものがございしますが、この中に「不正行為の脅威度とその対応」というものがございします。レベル2のところ「脅威の及ぼすおそれの低い事象」とありますが、これはネットワーク的にはかなりのことが既になされているということが言えると思います。分かりやすく申しますと、ファイアウォールという言葉がありますけれども、これを家の金庫に例えますと、家の金庫のあるところにまで侵入して初めて「何をしてるんだ」と注意をすることになります。そうではな

くて、家に侵入したところで気が付かなくてはならないのです。その理由をご説明したいと思います。

ハッカーやセキュリティというのは、住基ネットに関わらず、良くマスコミでも取り上げられますし、関心事になっているところです。基本的にハッカーなどが活躍する場は御承知のとおりインターネットの上で行われることがほとんどなのですけれども、インターネットというのは積極的にコンピュータを繋ごうとしてできあがったネットワークです。どういうことかと言いますと、どのコンピュータも繋がっているということがまず基本なんです。何か悪さをしようと思っても、最初から繋がっているネットワークの上で行うということですから、あるコンピュータからあるコンピュータへ到達すること自体はそんなに難しいことではない。ただ、最近はファイアウォールによってそれを防ぐという仕組みになっていますけれども、注意していただきたいのは、インターネットというのは積極的に繋いだネットワークであるということなのです。

これに対して、住基ネットの場合は、ここにある資料だけでは完全なことは言えないのですけれども、県の方の説明、ネットワークを設計する立場としてどのようなことをするのか、という一般的なことから判断しますと、住基ネットについては、まず独立のネットワークであるということです。インターネットとは接続されていない。インターネットのみならず他のネットワークとも接続されていない完全に閉鎖的なネットワークであるということが前提と思っています。元々切れているネットワークに侵入するという事は、まず無理な話なのです。どういう前提で無理かということ、技術的なこと、コンピュータ1台ごとにかなり長い番号が振られているのですけれども、その番号が分からない限り、コンピュータに接続することはできない。まず、その番号自体を言い当てるということが非常に難しいことですし、それを繋ぐことができたとすれば、その技術的情報を何らか知っている、そういうものを手に入れる立場にある人でなければ無理ではないか、と私は考えています。仮に番号などを手に入れることができれば住基ネットに入ることにはできるかもしれない。番号を手に入れて住基ネットに入ってきたところの段階が、レベル2のところですから、この時点で住基ネットに侵入できたということ自体が大きな問題だと思いますので、このレベル2のところは、「脅威の及ぼすおそれの低い事象」とありますが、ネットワーク的にはかなりのことが行われていると理解された方が良いでしょう。ただ、住基ネットに入られたとしても、まずファイアウォールが設定されているということ。実はファイアウォールも本当に侵入できないのなら要らないですよ。手前に来たものを防ぐためのものですから、ファイアウォール自体は本当は要らないのですが、もしも侵入が起こったときのための二重の仕掛けなのです。また、暗号化がされています。ファイアウォールが破られて、通信の盗み聴きをしても暗号を解かなければいけませんから、この暗号の鍵が厳重に保管されているのであれば、その暗号を解くことも非常に難しいと理解されて良いでしょう。

かなりのセキュリティが積み重ねられていますから、技術的に住基ネットのことを知らない人が、これを破ることは非常に難しいのです。ですが、もしこれが破られるとすれば、やはり人が絡んだところだと思います。住基ネットを作った人、役所の人、そういうところの人の面を、管理ということは良い言葉ではないですが、その面を非常に注意して、厳重に行っていく必要があると思います。

もし、ネットワークの侵入を検知するどのような仕組みがとられているのか、分かるようでしたら説明していただきたいのですが。

【会長】

ありがとうございました。松野先生、東工大の大山教授が、住基ネットは軍事などを除けば銀行のシステムよりも安全で、最高の水準と評価されているのですけれども、これはどういうことなのか。

【松野委員】

軍事や銀行のネットワークについて具体的なことは分かりませんが、住基ネットについては三重の仕掛けがされていることから判断すれば、すべての情報を手に入れることは非常に難しいことですから、住基ネットの技術的なことを何も知らない者が入ることはできないだろうということです。これだけの仕組みであれば、研究者から見て、一般的に考えて、軍事や銀行のものと勝るとも劣らないものと思います。

【会長】

人の問題ですね。ありがとうございました。
杉山委員さん、ユーザーの立場としていかがですか。

【杉山委員】

ユーザーとして考えた場合は、今のご説明で堅固なネットワークであるということで、少し安心した部分もあるのですが、先ほどの人の問題については、どうしても避けられないことですし、疑い始めればきりが無いのですが、一番気になっているのは、マスコミなどでいわれているように、(住民基本台帳カードに)載っているチップの空き容量、そこに市町村独自の情報を載せても良いということを知っていますので、私はむしろその部分の情報の取扱いが心配なのです。メリットが大きいほど、ある程度のリスクは仕方がないという考え方もあるでしょうけれども、市町村の独自部分に個人の情報、詳しい情報を載せられた場合は、それが漏れることがあっては困るというのが一番気になっていることです。

【会長】

事務局、いかがですか。

【市町村課長】

二次施行での住基カードのことだと思うのですが、具体的な総務省の政令などが未だ定まっておられませんけれども、今我々が説明を受けておりますのは、ICチップを搭載したカード、そのICの中にいろいろなサービスを受けるための仕組みを作ると聞いております。本人の情報そのものは、住民票コードをはじめとした6項目がその中に入っているのですが、それを入れることによって、いろいろなサービスを受けることができる。この人はどこに住んでいる誰ですよ、といったことをカードで確認することによって、例えば図

書館で図書を借りる手続きが取れるといった、あくまでも市民であるかないか、どこに住んでいるのか、といった本人であることを確認することが基本であるということで私どもは説明を受けているところです。確かにいろいろな不安があり、住基カードについてどのような運用をしていくかについて、私どもも明確に申し上げるものを持ち合わせておりません。

先ほど濱本委員からお話がありましたけれども、ネットそのものについて、国も県も住民に理解をしていただくということについては、十分でなかったと思っております。市町村ではそれぞれ広報誌等を活用されるなど、いろいろな広報をされておりますけれども、毎日のように報道されるいろいろな不安の報道の量に比べますと、行政の広報はわずかであり、住民の皆さんの不安を解消することができておりませんので、今後の問題も含めまして、県も理解を進める方法を考えていきたいと思っておりますけれども、二次施行の段階での問題、これは全国共通でございますので、地方自治情報センターあるいは総務省と共に47都道府県の部長が委員になっております協議会の場の中で意見を申し上げながら、二次施行の段階では今回のような混乱を起こすことの無いよう、私どもも努力をして参りたいと考えております。

もう一点、先ほど松野委員からの御意見につきましては、確かに人の問題につきましては、確かに重要だと思えます。セキュリティ会議についてご説明申し上げましたけれども、セキュリティの使命のひとつに関与する職員の研修を行うことが挙げられております。あるいは職員だけを研修しましても、専門的な部分は外部に委託して初めて行うことができるものですので、外部委託の基準といったものを再度見直しながら、御意見、御趣旨を踏まえて、見直してみたいと思っております。

このような御意見があったことにつきましては、全国の協議会の中でも意見として申し上げながら、セキュリティについても対応して参りたいと考えております。

【会長】

時間も迫っておりますが、制度・法令面について、小林委員、御感想・御意見はありますか。

【小林委員】

法令面については、別に法で対応しているのですが、私が考えますに、人が作ったものですので、技術面にしろ、運用面にしろ、完璧なものはないわけで、そういう前提に立って、将来必ず何らかの事故は起こるだろう、起こらない、完璧だ、と思うのは大きな間違えでして、どんなに技術の優れたものでも、いつか必ず事故は起こるだろうというような前提に立っておくことが大事だと思えます。

例えば最近新聞で報道されております原発の件、電力会社は内輪の論理で「安全だ、安全だ」と言っているわけですね。それはそれなりに技術面、運用面、法令面、それぞれの対応が慎重に綿密になされてきたものなのですが、現実には事故は起こっています。起こったときに些細なものでも内輪の論理で、会社の論理で秘密にして、これがもし漏れたら原発が建設できないとってみんな抑え込むわけです。こういうことは最も全体的に問題を大きくすることになりますので、技術面、運用面でも、まず事故は起こるだろう、そのと

きにどうするかということをよく押さえておく必要があると思います。

例えば、食品会社の問題についても、内部告発から出発しているわけです。内部告発というと、どうしても日本の社会は、まず会社を裏切るものだということで、徹底的にやっつけるわけです。ところが、それが小さな問題であるときに社内で対策をしていけば、会社がつぶれるということにはならないわけです。そういう意味で、内部告発を逆に評価する、あるいは吸収する組織なり、対応を考えていただけないかと思うわけです。

内部告発をした者を裏切り者だ、けしからんという対応ではなくて、褒めるといいますか、「よく言ってくれた」というように。

現場にいる人たちが実情を最も良く知っているわけです。県、市町村の現実に携わっている現場の人、あるいは指定情報処理機関の人、この人たちが最も良く知っている訳ですから、告発という言葉は良くないのですが、それを評価する、吸収するシステム、組織を作ることが大事だと思います。

今説明を伺ったところによりますと、県、市町村レベルの運用の問題点等については、この審議会で審議する。指定情報処理機関での問題点は本人確認情報保護委員会で対策を行うことになっています。これではちょっと遅いのではないかと。現場に密着したシステム、組織で内部告発を吸収、評価するような組織での検討を踏まえて、我々が審議する。我々は二次的な立場におかれていますので、現場での内部告発の吸収、評価システムをお考えいただきたいと思います。

もう一つは、何か問題があったら、内輪の論理で蓋を閉めないで、すべて公開すると同時に、その対策も公開するという公開原則をお願いしたい。

私どもは裏方として審議する隔靴搔痒の立場にあります。最も大切なのは現場の方々の事故発生時の情報だと思います。

【会長】

難しい問題だと思いますが、事務局いかがですか。

【市町村課長】

内部告発の件ですが、現場の方の意見・提案という言葉に置き換えさせていただきたいと思いますが、そういった意見・提案をどういった形で汲み上げて活かしていくかということは、私どもとして組織だったものは作っておりません。今の御意見を十分に踏まえながら具体的にどうしたらよいかということについては考えて参りたいと思います。

県庁全体の組織でも、職員の提案や意見をどのように汲み上げるかということが問題になっておりますけれども、住基ネットにつきましては、県庁の中だけでは対応できない部分もありますので、県庁職員、委託をしております業者との連絡の中で、こういった問題があるかということ速やかに把握できるような仕組みを考えて参りたいと思います。

情報公開の問題につきましては、仰るとおりでございまして、私どもも基本的に速やかに公開するということを前提に、県庁全体の組織として取り組んでおりますので、御意見を肝に命じまして対応させていただきたいと考えております。

【会長】

他に委員の方、御意見ございませんでしょうか。

こういった大きいシステムが動き出すときには、メリットが強調されて少々の不安があっても将来問題が起きたときは速やかに対応すれば良いということが多いわけですが、住基ネットは個人情報扱いますので、このような対応では、籬（たが）がはずれるおそれがありますので、問題が起きないようにする、起きた場合は速やかに対応するというように、緊張感をもって事務処理をする必要があると思います。

小林委員からありましたが、情報公開については迅速かつ適正に行っていただきたいと思います。

御意見、御質問も出尽くしたように思います。今日は初めての審議会ということで事務局の協力を得まして議論を進めることができました。今後は充実した審議を行うことができるのではないかと思います。

それでは、後は事務局にお任せします。

【司会】

委員の皆様お疲れさまでした。

それでは最後に辻田地域振興部長がご挨拶申し上げます。

【辻田地域振興部長】

どうもありがとうございます。

閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます

委員の皆様方には貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

本日いただいた御意見につきましては、改めてよく検討し、今後、セキュリティ対策の向上など住基ネットの適正な運用につなげていきたいと考えております。

最初のあいさつでも申し上げましたが、来月以降、国等行政機関への情報提供が始まり、住基ネットが具体的に利用されることとなります。さらに、来年には住民票の広域交付などの2次施行も予定されております。

その意味ではこれから住民の方に具体的なメリットが生じてまいりますし、住基ネットの真価が問われてくるのはこれからであるとも言えます。

このため、県といたしましては、住基ネットに対する理解を深め、県民の方々に信頼される制度となるよう努めてまいりますので、委員の皆様方には、今後ともいろいろな角度から制度の運用等について積極的な御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とします。